

博士論文審査要旨

論文審査担当者

主査	明星大学教授	齋藤政子
副査	明星大学教授	樋口修資
副査	明星大学准教授	今野貴之
副査	お茶の水女子大学准教授	西村純子

申請者氏名 鶴田 智子

論文題目 保育所等における予防的かつ積極的支援に基づく
乳幼児ソーシャルワークに関する研究

-乳幼児期からの切れ目のない要支援子ども・家庭への支援をめざして-

(論文審査の結果の内容)

本研究が持つ独自性と社会的意義に関して三点について述べる。

第一に、本研究は、深刻化する子ども虐待問題を予防・防止するために、乳幼児期における支援のあり方を考えるという喫緊の社会的課題に立ち向かおうとする研究である。

現在行われている支援事業については、すべての乳幼児とその家庭に対し、母子保健担当部署による「乳児家庭全戸訪問事業」や「子育て世代包括支援センター」の取り組み、地域の親子が集う「地域子育て支援拠点事業」などがあり、リスクの高い乳幼児とその家庭については「養育支援訪問事業」や要支援・要保護児童への支援を協議する他機関連携の「要保護児童対策地域協議会」などが存在している。しかし、小中学生が日中過ごす学校には、校内・校外で連携を図るスクールソーシャルワーカー（以下 SSWer）が要支援子ども・家庭の支援の中心に位置づいているにも関わらず、乳幼児が日中過ごす保育所や幼稚園では、子どもや家庭への支援について中心的役割を果たしているのは園長や副園長・主任保育士であり、児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー（以下 FSW）のような福祉職の常駐はない。

そこで、本研究は、乳幼児期の要支援子ども・家庭に対してソーシャルワークが機能する支援システムを考案することを目的とし、子ども虐待防止の施策と研究動向を踏まえ、5つの調査研究を行っている。

要保護児童のための支援実践は年々向上し研究も進んでいるが、例えば「特定妊婦（支援が特に必要と認められている妊婦）」のように出生前から被支援者となっている際、保健行政から保育行政そして、学校教育へと引き継ぐ際に、これまでは支援に切れ目のできる可能性が指摘されており、「円滑で切れ目のない支援」をどう行っていくかは実践上も研究上も課題であった。本研究はこのような問題を包括的に把握した上で、誰が誰をどう支援するかという具体的な問題に切り込んでおり、リスクの高い家庭と子どもへの支援に関する研究の質的発展という点からみて極めて社会的意義が明確であると言える。

第二に、本研究は、乳幼児期の要支援の子どもとその家庭だけを対象とするだけでなく、その前に親子が関わる母子保健担当部署や、就学後の学校段階における支援システムを視野に入れて調査が行われており、乳幼児期からの切れ目のない支援のあり方という研究課題に対して幅広い視野から分析をおこなっている。さらに、質的エビデンスと量的エビデンスの統合をめざして研究されており、他に類がない支援システム研究になっている。

ここで、研究1から5より得られた知見と意義について説明する。

研究1では、保育所等における要支援子ども・家庭への支援の現状について、誰がどのように行い、どう関係機関と連携しているのかを中心に調査・検討している。その結果、要支援子ども・家庭への支援システムについては、保育所からの訪問依頼があった際、専門的知識がある職員を派遣する自治体と、保育所内で直接支援をし、他機関と連携する専任の保育士(家庭支援推進保育事業を活用した保育士)が拠点保育所に常駐する自治体があり、ソーシャルワークを担う者の位置付けや、ネットワークの作り方が課題となることが浮き彫りとなっている。

そこで、研究2と研究3では、福祉職が拠点小中学校に常駐するシステムとなりつつある学童期の支援システムについて、SSWerの支援プロセスの分析から、適した配置形態(研究2)と望ましい人材(研究3)について検討している。

その結果、ケアワーク経験があり社会福祉士資格を所有するSSWerの語りからは、地域との連携が極めて重要なこと、ケアワーカーの経験を活かしたソーシャルワークの実践が重要であったこと、現場で子どものSOSを聴き取りつつ直接支援することで教師の支援力に影響を与え得ること、「子どもの置かれた環境に働きかける」ということが重要だという認識が実践プロセスの中で醸成されたことが明らかとなった。

この結果は、人材養成という課題が、望ましい人材をどう確保するかということだけでなく、配置形態による支援の実践の積み重ね方も大事であるということを示唆に富んでいるといえる。

この学校段階における要支援子ども・家庭への支援についての調査を踏まえて、研究4では、保育所内で直接支援をしつつ地域内の公私立保育所や行政・保健機関と連携する専任の保育士4名に対しインタビュー調査を行った。ここでは、実践における意識の変容プロセスを分析し、「民間園のしんどさ」を理解しつつ、「親子に寄り添える支援者」として成長する支援担当者の姿が描出された。さらに、所内外で臨機応変に調整しつつ支援実践を行うことのできる職名による位置づけが、支援

を行っていくうえで重要であったことなどが明らかとなっている。

さらに、研究5では、研究4で導き出された公私立保育所、母子保健担当部署との連携について、質問紙調査を行っている。その結果、保育所は母子保健との連携を望んでいること、多くの支援対象（要支援家庭・子ども）を抱えながら実際に日常的継続的な支援を行っている意識を持っていることなどが浮き彫りとなった。保育所における専門職の配置については、私立保育所も公立保育所も配置への意欲が見られたが、位置づけが不明確なため人材不足に陥っている現状が示唆されている。

このように、本研究では、これらの主要な知見をまとめ、子ども虐待を予防・防止するためのシステムについて考察を行っており、乳幼児期の要支援子ども・家庭を支援するシステムの研究として「いつ、どこで、誰が」という点を多角的に分析している点で独自性を持っていると言える。

本研究は、得られた知見を踏まえ、保育所における要支援子ども・家庭を支援していくためのシステムを「予防的かつ積極的支援に基づくによる乳幼児ソーシャルワーク」と名付け、乳幼児ソーシャルワーカーの配置とその職務として母子保健担当部署、学校、役所、要保護児童対策地域協議会など、多機関連携を担いつつ支援を行うことを提案している。「どこで」という点について、本研究は、「保育所等」として、現状では、支援対象が多く存在し、しかも、児童福祉法第18条で「保護者に関する保育に関する指導」を職務としている保育所保育士が、乳幼児期の子ども・家庭を支援するための中核的機能を担うことは極めて理にかなっていると提唱している。保育所保育士は、生活支援・発達支援の双方を行いつつ福祉的支援を行うことが求められており、日々の見守りや直接的な生活援助を行いつつより積極的な支援を担うことができる。しかし、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」が平成29年告示保育所保育指針に盛り込まれたように、教育施設としての役割を果たすことも保育所には期待されている。したがって、要支援の子ども・家庭に対する支援を切れ目なく円滑に行っていくためには、本研究が明らかにしているように、福祉・保健関係の機関と連携して支援を進める担当者を配置することが重要であるとも考えられる。

第三に、本研究では、福祉職が乳幼児期に保育所を中核的拠点として行う支援とそのあり方について深い考察を行っており、今後の支援のあり方に示唆を与えるものとなっている。これは、福祉研究というよりは、福祉職が行う支援の教育性について問うもので、実際に、研究2, 3, 4からは、「問題を抱えた子どもの置かれた環境に働きかける」、「直接支援」、「親子に寄り添う支援」、「ケアワークの経験をケースワークに活かす」、「公私立・保健・行政など他機関連携」などの支援のあり方に関わる教育学的な関わりの質が浮かび上がっていると言える。

また、養成課程を修了し公務員試験に合格して「公共の利益」のために一定年数の実務経験を積んでいる公立保育所保育士を活用するという視点は現実的であり、また独自性が高く斬新である。もちろん研究としての限界点があることは否めず、支援システムの実現可能性や保育所以外の部署が支援の中心に位置づく方法など、検討されるべきことは多い。しかし、論証に使用された論文のうち3本は、日本社

会福祉学会、日本保育ソーシャルワーク学会、日本子ども社会学会で評価され、学会誌に掲載済みであり、使用しきれなかったデータを分析することによってさらに「ケアワークの経験を生かす」とはどういうことか、「親子に寄り添う」とはどういうことかという教育学的な支援の内実を深めていくことが期待できる。

したがって、これらの内容を慎重に審査した結果、合格と判定した。

(試験および試問の結果の要旨)

試験および試問においては、得られた知見について大きく以下の6点について質疑があった。それぞれ①研究目的の支援システムとは何を指すのか、「体制」とはどう違うのか、②公立保育所を拠点とすることの妥当性は何か、③保育所等におけるソーシャルワーカーの育成をどう考えているのか、④支援システムを構築するためにどういう理由で研究協力者を選出したのか、⑤学校段階における福祉職の位置づけ、⑥本研究の課題についてであった。

6つの質疑に関して以下のように対応された。①については、本博士論文が対象とする研究領域を明確に示し、それらの領域における支援の枠組みであることを述べ、改めて、本論文における支援システムの定義を、要支援の子どもと家庭に対して、いつ(子どものどの時期に)、誰が(どのような職種の人材が)、どこで(どの施設や部署で)、どのように(どのような方法や内容で)支援を行っていくのかとし、これについて加筆修正した。②については前述に関連する理由で、保育所等で行うことが、現時点では現実的な方策であることが示された。③については研究3および研究4で用いられたTEAによる分析結果から、自治体等が主催するポイント制の研修会や、更新講習などが必要であることが考察されたが、さらなる分析視座からの考察も必要であることが今後の課題として示された。④については、乳幼児期の要支援子ども・家庭の支援に関して先駆的事例を持つ〈家庭支援推進保育事業を活用した保育士〉に聞くことが支援システムの構築に必要なだったこと、学校段階における福祉職として存在するSSWerの語りが必要だったことなどが説明され、⑤についてはすでに教諭とは違う職務を持ち支援の中心に位置づいているが、教職員と福祉職とは、緊密な連携・協働を行っていくことが今後ますます必要であることなどが説明された。また、⑥の今後の課題については、政策上の課題ではなく研究上の課題に絞ることが説明された。

これらは論文にも反映され修正された。

なお、2020年度予算案に、保育所等における要支援児童等への支援体制の強化を図るため、「地域連携推進員(仮称)」の配置を行うことなどが盛り込まれ、本研究の先見性が認められる状況であるが、本申請時のタイトルの中にあった「介入的乳幼児ソーシャルワーク」については、強制的で強引な支援を連想する危険性があることなどが査読者から指摘されたため、タイトルを「予防的かつ積極的支援に基づく乳幼児ソーシャルワーク」と修正した。審議の結果、合格とした。